

要望書－1

宮マップにおけるさらなる内容の充実について

〔現 状〕

宮マップのホームページ上での公開は、物件調査をするうえで大変ありがたく、いつも利用させていただいております。

しかし、現状調査できない項目があり、結局は市役所へ(調査に)出向くことも多々あります。

〔要望事項〕

物件調査の利便向上や市窓口職員の負担を減らすためにも、今後も宮マップのさらなる充実をお願いいたします。

参考資料 “富士タウンマップ” と 富士宮市の “宮マップ” との内容比較

項目	富士タウンマップ		宮マップ	
	有無	詳細	有無	詳細
施設情報	○		○	
防災施設	○		○	
消防水利	○		×	
内水浸水想定区域	○		○	
都市計画区域	○		○	
基準点	○		○	
市道	○		○	
農道	×		○	
河川網図	○		×	
位置指定道路	○		○	
基準法上の道路種別	×	調査担当課も不明。	○	
上水道	○	個別取出し管未記載。委任状が必要。	×	
下水道	○		△	宮マップ以外のサイトで閲覧可能だが非常に見にくい。
埋蔵文化財	○		×	
公園位置	×		○	
バス路線図	×		○	

要望書－2

未登記物件における所有者情報の開示または所有者への連絡について

〔現 状〕

自己所有地上に、他者の所有する可能性がある建物が有り、未登記の為所有者が確定できず、売買に支障をきたす場合があります。固定資産税の納入者を市役所に問い合わせても、個人情報保護法を理由に建物所有者を教えていただくことができません。

〔要望事項〕

土地所有者は自己所有地を処分もできず、困っている事例も多くあります。個人や宅建業者に情報を教えることが出来ないのであれば、市役所から固定資産税を納入している建物所有者に対し連絡をしていただく等、柔軟な対応をお願いいたします。

要望書－3

位置指定道路申請の簡略化等について

〔現 状〕

位置指定道路はあくまで“私道”であり、補修等や通常の管理も“所有者”が行わなければなりません。

しかし富士宮市の場合、申請時に求められる図書・図面等が非常に多く、開発行為で帰属する道路に近いものを提出しなければならないため、業者の負担が大きなものになっています。

さらに盛土規制法の施行に伴い、最終的には土地所有者並びに土地購入者への売買価格にも影響が出てしまっています。

〔要望事項〕

- ① 位置指定道路申請時の添付資料を簡略化をお願いしたい。
また、今後もそれらの資料を求めるのであれば、寄付を受け付けていただきたい。
- ② 申請手数料5万円の根拠及び使い道を明らかにしていただき、できれば富士市のように無料化していただきたい。

参考資料 富士市・富士宮市 位置指定道路申請時 取扱いの比較

	富士市	富士宮市
申請手数料	無料	5万円
水理計算書の添付	無	必須
縦横断図・構造図の添付	無	必須
完了検査	市職員のみで随時行う	業者・市職員立会で行う